

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第三十六号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に、「増設した者」を「増設したものに」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設された地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。